

## 第2回健康増進施設整備基本計画検討委員会 会議録

### 1 日時

令和元年（2019年）9月26日（木）午後2時50分から午後3時50分まで

### 2 場所

西知多医療厚生組合 衛生センター 会議室

### 3 議題

- (1) 健康増進施設整備基本計画構成（案）について
- (2) 事業方式（PFI等導入可能性調査）について
- (3) 施設整備計画について
- (4) 管理運営計画について

### 4 出席者

#### 検討委員会委員

委員長	西知多医療厚生組合	副管理者	佐治	錦三
委員	同上	副管理者	鈴木	希明
	東海市	健康福祉監	天木	倫子
	知多市	健康部長	平岩	資久
	西知多医療厚生組合	総務部長	前田	達郎

#### 健康増進施設アドバイザー

日本福祉大学	執行役員・教授	山本	秀人
名古屋市立大学	教授	中山	徳良

#### 事務局（西知多医療厚生組合）

建設課長	浅井	紀克
建設課	榊原	琢磨
同上	加藤	輝幸
同上	伊藤	雅之
同上	竹内	佑介

同上 伊藤 聡一郎

構成市（東海市及び知多市）

東海市 健康いきがい対策監 兼 健康推進課長 小笠原 尚一

東海市 健康推進課 統括主任 久野 貴史

知多市 健康推進課 主任 中井 正博

健康増進施設整備基本計画作成等業務委託 受託者

パシフィックコンサルタンツ株式会社 中部支社

## 5 会議内容

### (1) 開会

事務局より開会挨拶

### (2) 議題

ア 健康増進施設整備基本計画構成（案）について

説明資料に基づき、事務局より説明

<意見及び質疑応答>

（意見及び質疑なし）

### 【佐治委員長】

健康増進施設整備基本計画構成（案）について、資料のとおり、進めていくということによろしいか。

（異議なし）

イ 事業方式（PFI等導入可能性調査）について

説明資料に基づき、事務局より説明

## <意見及び質疑応答>

### 【佐治委員長】

受託者から市場調査の中で特に目についた部分があれば追加説明を頂きたい。

### 【事務局（受託者）】

全企業 36 社に依頼して、回答率は 69%となっている。回答については多くはないが極端に少ないわけではない。リース企業や設計企業は送付数が少ないので 100%になっているが、建設企業、運営企業からの回答率が約 70%となっている。回答が見送りになっている企業は、事業自体の可能性が低いわけではなく、受注が忙しいことやゼネコンだと規模がもう少し大きければ検討の余地があるといった理由である。運営企業については、前向きに検討いただいている企業もあり、ヒアリングについても順次進めている状況である。事業の参加意欲は問題ないと考えている。内容については説明のとおりで、事業期間や内容等の細かい意見はあるが、概ね現在進めている方向で問題はないと思っている。事業方式についても、経験のある企業に聞いていることもあり、BTO方式でもDBO方式でも問題はないという結果になっていると認識している。

### 【佐治委員長】

委員の皆様、意見があればお願いしたい。

### 【平岩委員】

「光熱水費の負担については、民間事業者の業務範囲に含めないほうが望ましい」という意見があるが、その場合は事業としてどうなるのか。他事例でも光熱水費の負担を民間事業者の業務範囲に含めないというケースはあるのか。

### 【事務局（受託者）】

プールの事業では光熱水費の変動については運営事業者にとって大きなリスクになるが、実際には光熱水費の負担を民間事業者の業務範囲とする事例が多い。使用量に応じて光熱水費を全て精算するということでは、設計段階から光熱水費の効率的な削減に向けた検討がされず、発注者にメリットがない。一方、事業者からすると、光熱水費の値上げなどの外的要因によって影響を受ける恐れがあるため、全ての変動分を入札した費用の中で対応するのは難しいということがこの意見の意図だと認識している。ある程度の金額は予定価格に見込んで変動分のリスクを民間負担とする事例も多いが、当初3年間のみ民間事業者

の負担額を一定として変動分を公共負担としている事例もある。事業者がリスクを懸念するようであれば、最初のみ公共が負担するやり方も考えられる。

**【佐治委員長】**

光熱水費の変動については、多くの民間事業者から意見があったのか。

**【事務局（受託者）】**

多くはないが数社から意見があった。運営企業は、回答した意見を公共が採用することが難しいことを承知で言ってきているものとする。

**【事務局】**

ごみ処理施設とセットの温水プール施設は余熱を利用する発想がほとんどだと思うが、本事業の場合はそのような仕組みになってないので、先ほどの意見が出たと考える。

**【事務局（受託者）】**

意見をそのまま取り入れる必要はないが、配慮は必要かと思う。

**【中山アドバイザー】**

B T O方式は民間事業者が資金調達するのでいいが、D B O方式は公共側で最初に資金があるかどうか、又は起債ができるかどうか重要なポイントとなる。また、B T O方式は金融機関から融資を受けるので金融機関のモニタリングが入るが、D B O方式は資金については公共が持つので金融機関のモニタリングは入らない。それらを踏まえて検討していただきたいと思っている。

**【事務局】**

事業方式については、現段階では決められないと思っている。両市の意向や資金調達の考えなどの検討課題を整理して次回に判断していきたい。また、それに限らず広い範囲で事業方式のヒアリングを行っていきたいと思っている。

**【中山アドバイザー】**

V F M（Value For Money）はD B O方式の方が高く出ると思うが、その指標だけでD B O方式がいいと判断をされないようにしていただきたい。

**【鈴木委員】**

D B O方式だとV F Mが高く出るといえるのはどういうことなのか。

**【中山アドバイザー】**

D B O方式の場合は民間事業者が資金調達する部分がなくなり、金融に關す

る金利リスクが減るので数字が大きくなるはずである。DBO方式は廃棄物処理事業や上下水道事業でよく採用されていて、その報告書を見るとVFMを検討した結果、DBO方式の方が大きかったのものでそちらを取ることが多い。

**【佐治委員長】**

施設の主目的の部分により、色々な検討の仕方があると思う。事業方式も組合のみの意見ではなかなか決められないと思うので、そのあたりを踏まえながらご意見をいただきたい。

事業方式の検討については、本日の意見を踏まえながら、次回のために作業を進めるということによろしいか。

(異議なし)

ウ 施設整備計画について

説明資料に基づき、事務局より説明

<意見及び質疑応答>

**【平岩委員】**

駐車場の面積は、昨今よく見られる1台当たりの幅を広めにとった計画なのか。また、病院等の事例を見ていると優先駐車場4台は少ないように思うが、根拠はどうなのか。

**【事務局（受託者）】**

駐車場面積については2.5m×5mの現在の一般的な駐車場設計の考え方に基づいて設定している。優先駐車場については、愛知県の人にやさしい街づくり条例で50台につき1台設置するという基準があり、その考え方に基づいて設定しているが、ヒアリングや他事例などを踏まえて、もう少し詳細に考えたい。

**【中山アドバイザー】**

需要予測からの駐車台数の想定について、想定利用者数が年間約98,000人となっているが、どのように予測されたのか。

**【事務局】**

施設から5km圏内の人口をもとに、各類似事例から参考となる吸引率を算出

し、本施設の5km圏内の人口に当てはめて算出している。

**【平岩委員】**

知多市としては学校プールでの利用も期待している。その場合、バス利用になると思うので、B案のような形だとバスを降りてから入口まで距離があるように思う。今後の検討にあたり、バスからの動線についても、考慮していただきたい。

**【事務局】**

次回審議を予定しているゾーニング計画というもので具体的な動線を示すので、施設の入口や各機能を踏まえてそのような要望に応えられるようにしたいと考えている。なお、これらの案は事務局案なので、最終的には要求水準書をもとに事業者が提案したものが建設されるということになる。

**【平岩委員】**

2階建案の場合に浸水対策として電気室を2階に設置するとのことだが、1階案の場合にはどのようなようになるのか。

**【事務局】**

海岸に近いというところで、部屋の中に電気室を入れた方がより長く性能を発揮できるということもあるが、そういう観点で他の施設を見ると、キュービクルという鉄の箱に受電設備を収めて屋上に設置する方法もあるので、その辺りは取捨選択をしながら決めていきたいと考えている。現在の1階建案では、より長く性能を発揮できるということで1階に収める想定をしている。今後さらに検討していきたい。

**【事務局（受託者）】**

需要予測についての補足だが、類似施設を基準に確認した。今回は組合と相談して、自動車利用の多い地域ということで、施設規模や駅からの距離だけではなく、自動車利用が多い地域として愛知県内4施設、大阪府・千葉市から1施設ずつを選定した。施設構成については、室内25mプール、トレーニングジム、スタジオを有する施設を基準に類似施設を選定して、需要予測を行った。

**【委員長】**

ユニバーサルデザインについて、意見があればお願いしたい。

**【山本アドバイザー】**

「だれもが健康づくりに取り組める施設」という基本コンセプトに対応して、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた計画にしているのは、有効なまとめ方だと思う。障害者の方への配慮も色々と検討されていると思う。その中でも、肢体不自由者、視覚障害者及び聴覚障害者への配慮は検討しやすいが、内部障害者や、体温調節ができない方などについても想定するかどうかということには検討の余地があると思う。「だれもが」に対して、どこまで対応するかを決める必要があると思う。また、LGBTの方のトイレや更衣室利用への配慮についても検討いただきたい。

**【佐治委員長】**

検討課題ということで、想定しておいてほしい。施設整備計画について、資料のとおり、進めていくということによろしいか。

(異議なし)

エ 管理運営計画について

説明資料に基づき、事務局より説明

<意見及び質疑応答>

**【平岩委員】**

構成市との利用調整業務について、「学校授業時の団体貸出」とあるが、貸出という表現では限定的過ぎるのではないか。授業の補助や送迎を含めた利用も考えているため、貸出だと民間事業者の役割が限定される。「団体利用の調整」といった表現に見直していただきたい。また、介助が必要な利用者について、「各自で介助者に依頼」とあるが、もう少しソフトな表現に変えていただきたい。全ての方に対応する体制をとることは不可能ではあるのだろうが、本施設は公共施設のため、例えばアドバイスや情報提供を行うことを民間事業者にお願いできるような表現でも良いと思う。

**【事務局】**

表現を検討する。

【山本アドバイザー】

障害者の利用に際しては、施設としてできることとできないことを明確に打ち出しておかないと混乱が生じると思う。サービスに関しては様々な障害者支援団体もあるので、そのようなところに対応を依頼するなどの方法もある。また、運營業務の中に健康増進事業への支援とあるが、可能であれば障害者スポーツ指導員の資格保有者が配置されるのが一番適切かと思う。ただ、初級から上級までのレベルがあるので、どのようなレベルが必要か、検討が必要である。全てのサービスが提供できるわけではないことから、できることとできないことをはっきりと明示することは必要だと思う。

【佐治委員長】

事務局で整理していただきたい。

【中山アドバイザー】

民間事業者としても、実施することと実施しないことを契約締結時に明確にしておかないと混乱が生じるし、運営上のリスクになり得る。

【佐治委員長】

説明資料 19 ページの運動型健康増進施設の認定制度の中に障害者対応などの指針は入っていないのか。入っていないのであれば、組合としてどのような形で障害者対応をしていくのか検討していただきたい。

【中山アドバイザー】

利用料金について、公共施設という側面から見ると、料金設定においては上限設定をすることが妥当だと思うが、民間事業者のノウハウを活用する上では、民間事業者の運営を阻害しない範囲で設定するようにしていただきたい。

【佐治委員長】

管理運営計画について、資料のとおり、進めていくということによろしいか。

(異議なし)

【佐治委員長】

それでは、議題については、以上で終了とする。



### (3) その他

事務局より第3回健康増進施設整備基本計画検討委員会の説明

日時：令和元年（2019年）11月7日（木）午後2時

場所：西知多医療厚生組合 衛生センター

#### 【佐治委員長】

最後に委員の皆様、今回の検討委員会を通して何かあるか。

#### 【平岩委員】

利用料金の上限額や光熱水費の負担額について、実際の運営状況を勘案して見直すことは可能なのか。

#### 【事務局（受託者）】

契約の見直しは可能だが、公共施設としての役割もあるので、民間事業者が儲からなかったから利用料金を上げてもいいかどうかという点については、PFI方式かどうかということに関係なく勝手にはやれない。利用料金については、事業提案の時点で、上限を設けるパターン、設けないパターン、組合が利用料金を設定するパターンとあるが、上限を決めないパターンでも周辺施設とのバランスや民業圧迫とならないような配慮が必要なため、標準的な利用料金を最初に提示することが一般的である。儲からなかったら利用料金を上げていいと言われても、施設が変わらない以上、利用料金を上げて利用者も減るだけで意味はないという話もある。利用料金が引き下がることについては、民業圧迫への配慮さえすれば、歓迎してもいいのではないか。利用料金を下げることがサービス対価に影響してくるとすれば、施設の収益を両市の財政に還元すべきか、利用者に還元すべきかの問題になる。一般論として、利用者の増減で自由に利用料金を上げたり下げたりすることはない。

#### 【佐治委員長】

他にないようであれば、進行を事務局にお返しする。

### (4) 閉会

事務局より閉会挨拶